

# 新潟駅万代広場の屋外広告物禁止地域範囲の追加変更（案）及び新潟市屋外広告物条例等の改正（案）

## （１）新潟駅万代広場の屋外広告物禁止地域範囲の追加変更（案）

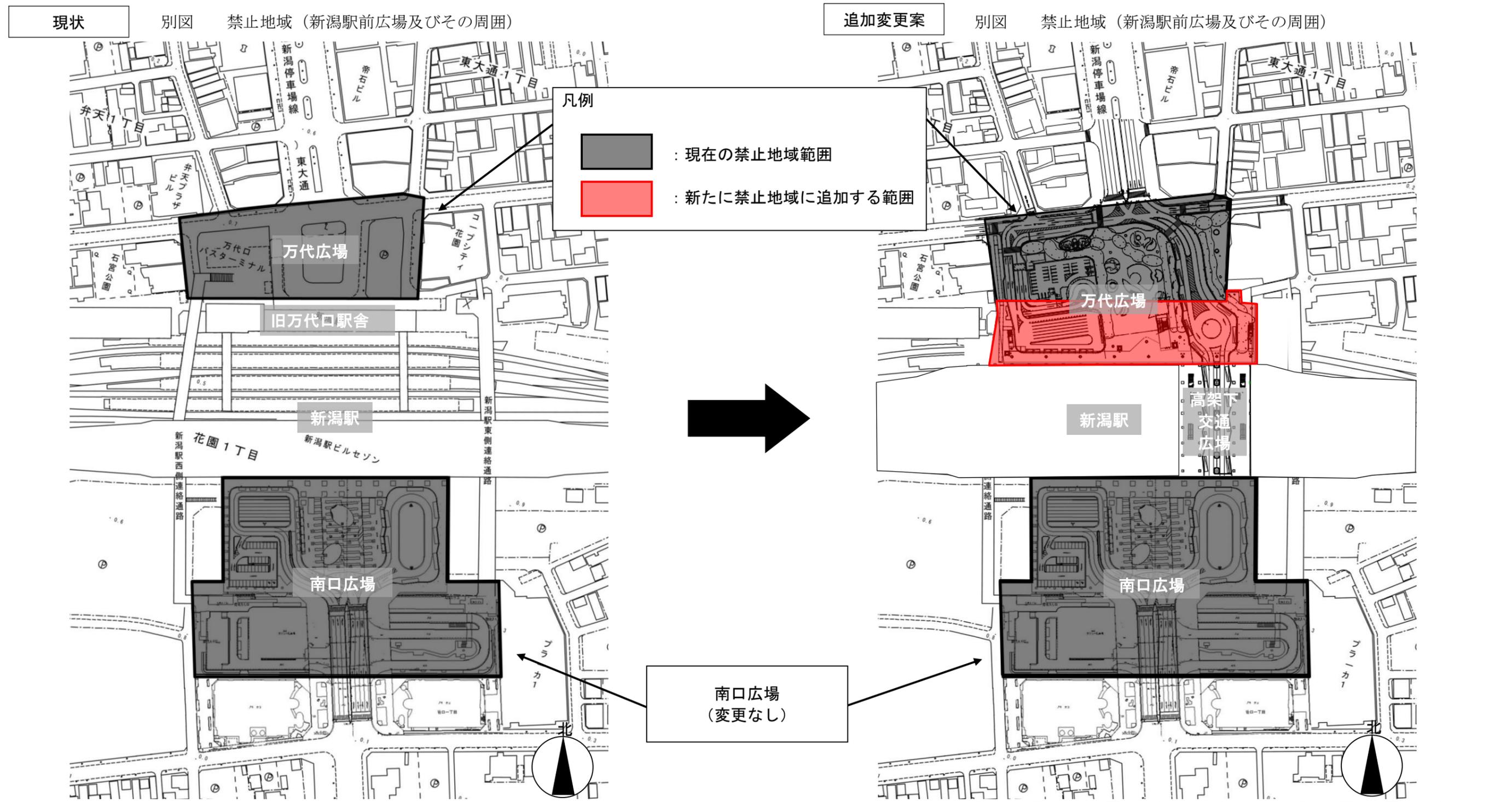
新潟市屋外広告物条例第7条の規定に基づく禁止地域のうち、新潟駅前広場及びその周囲について、新潟駅周辺整備事業に伴い、新たに整備される万代広場部分を禁止地域に追加変更します。

新潟市告示 第 38 号

1 新潟市屋外広告物条例第7条の規定に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定する。

(8) 同条第1項第10号の規定によるもの

別図に定める区域



※広場の平面図は今後変更の可能性があります。（広場の範囲に変更はありません）

## (2) 新潟市屋外広告物条例等の改正（案）

新潟市屋外広告物条例及び同条例施行規則について、下記の事由により、その一部を改正します。

### (ア) 公益上必要な案内板等の適用除外の規定の追加

（該当条文：条例 第10条第6項、第27条 施行規則 第11条の2、第12条の2）  
：近年、公益上必要な案内板等に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を当該案内板等の設置又は維持管理に要する費用に充てる取組みが行われており、屋外広告物の禁止地域・禁止物件においてこれらに対応するため。

### (イ) エリアマネジメント広告の適用除外の規定の追加

（該当条文：条例 第10条第7項、第27条 施行規則 第11条の2、第12条の3）  
：近年、広場等の公共空間等に屋外広告物を掲出し、その広告料収入を広場等の維持管理や地域の活性化に資する催しの開催といった公共的な取組に要する費用に充てる取組みが行われており、屋外広告物の禁止地域・禁止物件においてこれらに対応するため。

### (ウ) 景観重要建造物等の適用除外の規定の追加

（該当条文：条例 第10条第5項第1号 施行規則 別表第2）  
：屋外広告物の禁止物件として原則、屋外広告物の掲出が禁止されている景観重要建造物及び景観重要樹木（景観重要建造物等という。）について、店舗の営業等、景観重要建造物等の活用のために必要となる小規模（1物件あたり5平方メートル）な自家用広告物の掲出を可能とするため。

### (エ) 特に良好な景観の形成若しくは風致の向上に資する広告物の掲出緩和

（該当条文：条例 第10条第8項、第27条 施行規則 第11条の2）  
：景観重要建造物等で1物件あたり5平方メートルを超える広告物など、市内に掲出する屋外広告物であって、禁止地域や禁止物件、規格基準の規定に適合していない場合でも、特に良好な景観の形成若しくは風致の向上に資すると認められる、デザイン等の良好な屋外広告物の掲出に柔軟に対応するため。

【新潟市屋外広告物条例の改正】（下線部が改正箇所です。）

- ・ 条例第 10 条第 5 項第 1 号を改正し、適用除外の対象に景観重要建造物等を追加します。

（適用除外）第 10 条

- 5 次に掲げる広告物等については、第 8 条第 1 項の規定は、適用しない。
- (1) 第 8 条第 1 項第 8 号、第 9 号又は第 11 号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を示すために表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

- ・ 条例第 10 条に第 6 項から第 8 項を新規追加し、公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告、特に良好な景観の形成若しくは風致の向上に資する広告物の適用除外の規定を追加します。

（適用除外）第10条

- 6 市長は、規則で定める申請により、規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示し、又は設置する広告物等であって、その広告料収入を当該公益上必要な施設又は物件の設置、又は維持管理に要する費用の全部又は一部に充てるものとして認めるときは、第7条、第8条第1項第5号（街灯柱に係る部分に限る。）及び第7号（路上変圧器に係る部分に限る。）の規定の適用を除外することができる。
- 7 市長は、規則で定める申請により、法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等であって、その広告料収入を規則で定める地域における公共的な取組に要する費用の全部又は一部に充てるものとして認めるときは、第7条及び第8条（第1項第1号、第3号、第4号、第6号、第7号（路上変圧器に係る部分を除く。）を除く。）の規定の適用を除外することができる。
- 8 市長は、規則で定める申請により、特に良好な景観の形成若しくは風致の向上に資するものとして認めるときは、第6条、第7条、及び第8条の規定の適用を除外することができる。

- ・ 条例第 27 条に第 5 号を新規追加し、公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告、特に良好な景観の形成若しくは風致の向上に資する広告物の適用除外をしようとするとき、新潟市景観審議会の意見を聴く規定を追加します。

（審議会）

- 第27条 市長は、次に掲げる場合においては、新潟市景観審議会の意見を聴かなければならない。
- (1)～(4) 略
- (5) 第10条第6項、第7項及び第8項の規定により適用除外をしようとするとき。
- (6)～(8) 略

**【新潟市屋外広告物条例施行規則の改正】** （下線部が改正箇所です。）

- ・施行規則 別表第 2 を改正し、景観重要建造物等の適用除外の基準を追加します。

(適用除外)		
第 11 条 条例第 10 条第 1 項第 4 号、同条第 2 項第 1 号から第 3 号まで、同条第 3 項及び同条第 5 項第 1 号に規定する基準は、別表第 2 のとおりとする。		
別表第 2 (第 11 条関係)		
(6) 条例第 10 条第 5 項第 1 号に掲げる広告物等	表示面積	<u>景観重要建造物及び景観重要樹木については 1 物件につき 5 平方メートル以内</u>
	その他	ア <u>けい光塗料又は反射塗料を使用していないこと。</u> イ <u>景観重要建造物及び景観重要樹木については当該建造物及び樹木と調和したものであること。</u>

- ・施行規則第 11 条の 2 を新規追加し、公益上必要な案内板等、エリアマネジメント広告、特に良好な景観の形成若しくは風致の向上に資する広告物の適用除外をしようとするときの申請についての規定を追加します。

(適用除外の申請)	
第11条の2 <u>条例第10条第6項、第7項及び第8項に規定する申請は、申請書により行うものとし、当該申請書には、第2条第1項各号に掲げる書類及び、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要がないと認める場合は、添付書類の一部又は全部を省略することができる。</u>	
(1)	<u>条例第10条第6項及び第7項に掲げる広告物等にあつては、公益上必要な施設又は物件若しくは地域における公共的な取組の内容及びそれに係る資金計画を記載した書類</u>
(2)	<u>条例第10条第8項に掲げる広告物等にあつては、適用の除外を受けようとする規定を記載した書類</u>

- ・施行規則第 12 条の 2 を新規追加し、公益上必要な案内板等に関する規定として、「公益上必要な施設又は物件」の規定を追加します。

(公益上必要な施設又は物件)	
第12条の2 <u>条例第10条第6項の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、案内板、公共掲示板その他これに類するものとする。</u>	

- ・ 施行規則第 12 条の 3 を新規追加し、エリアマネジメント広告に関する規定として、「地域における公共的な取組」の規定を追加します。

(地域における公共的な取組)

第12条の3 条例第10条第7項の規則で定める地域における公共的な取組は、道路、公園その他の公共施設の整備又は維持管理、街灯、ベンチ、上屋等の整備又は維持管理、防犯又は防災活動、地域の活性化等に資する催しの開催（街なかの安全点検に係るものを含む。）その他これに類するものとする。